

平成18年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成18年3月23日

午前9時30分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	11番	三木誓士
12番	木田守彦	13番	木澤正男
14番	里川宜志子	15番	中西和夫
16番	中川靖広		

1, 欠席議員 (1名)

10番 吉川勝義

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係長 猪川恭弘

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	清水孝悦	環境対策課長	清水建也
都市建設部長	藤本宗司	建設課長	堤和雄

観光産業課長	今西弘至	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	西田哲也	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	阪野輝男	上下水道部長	池田善紀
上水道課長	水田美文	下水道課長	谷口裕司

1, 議事日程

- 日程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日程 3. 総務常任委員長報告について
- 日程 4. 都市基盤整備特別委員長報告について
- 日程 5. 予算審査特別委員長報告について
- 日程 6. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程 7. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 発議第 1号 斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例
について
- 追加日程 2. 発議第 2号 行財政改革に伴い廃止される「奈良地方法務局斑鳩
出張所」建屋の無償払下げに関する要望書について
- 追加日程 3. 発議第 3号 道路特定財源の確保に関する意見書について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。なお、吉川議員からは欠席の通告を受けています。

よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従って議事を進めてまいります。

日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。3番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長(飯高昭二君) それでは、建設水道常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、3月15日、全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果について報告をいたします。

まず初めに、本会議からの付託議案であります、(1)議案第14号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者から説明を受けた後、委員から、公営住宅に障害者の方が入居が可能になったことによるグループホームの入居について質疑があり、理事者より、身体障害者、精神障害者、また知的障害者の関係については、1年ほどかけて整理をしながら前向きに検討してまいりたいとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました
次に、(2)議案第15号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者から説明を受けた後、委員より質疑をお受けしたところ、特段の質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、(3)議案第19号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、理事者の説明を求めたところ、特段の質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第21号 平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題とし、理事者の説明を受けた後、委員より質疑をお受けしたところ、特段

の質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、（５）議案第３３号 平成１７年度斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてを議題とし、理事者の説明を受けた後、委員から、指定管理者の公募指定か単独指定かの経緯についての質疑があり、理事者より、当該施設の管理は、蓄積された貴重な経営資源を有効に活用することを基本として、指定管理者制度の運用方針を原則とした場合、現在管理運営を委託している団体に優先する。ただし、行革的観点からの公募による方法が改善効果が高いと判断された施設については、公募するとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました

次に、（６）議案第３４号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてを議題とし、理事者の説明を受けた後、委員から、観光ボランティアの活動についての質疑があり、理事者より、観光協会がボランティアを募集し活動を行っている等の答弁がされております。

本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました

続いて、（７）認定第１号 町道認定及び路線変更についてを議題とし、理事者より説明を求めたところ、委員から、３９７号線の抵当権抹消のための訴えの提起の進捗状況と町道認定の取り組みの姿勢についての質疑があり、理事者より、抵当権抹消については、１月に第１回の公判があり、第２回目は３月１７日に行われ、弁護士さんと協議する中で、同日をもって結審される予定との報告がありました。今後、町道認定につきましては、住民の方に配慮しながら、安心していただける環境を整えていくように努力してまいりますとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました

続いて、継続審査案件であります、（１）公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者より説明を求めたところ、本年度発注している公共下水道工事の進捗状況については、継続事業である龍田北汚水幹線２工区路線を除き、すべて年度内に完了出来るよう順調に進められているとの報告がありました。

次に、供用開始区域の拡大について、本年度後期に整備が完了した区域について、平成１８年４月３日付をもって供用開始区域を拡大し、新たに約１３ヘクタールの区域を拡大。既に供用開始している区域との合計は、約１０２ヘクタールで公共下水道が利用

出来ることになりました。

次に、2月末現在の公共下水道接続申請状況は、確認申請受付件数が620件、検査済み件数が566件、また融資あっせん利用件数が11件、浄化水槽雨水貯留施設転用申請件数が5件となっている。

次に、P I、パブリック・インボルブメントモデル事業のアンケートの集計結果について報告がありました。内容についての詳細の報告は割愛させていただきますが、集計結果については、取りまとめて広報等で公表する予定とのことです。今後、このアンケート結果を参考に、地元説明会での説明の仕方、広報の仕方等について研究をしていきたいとの報告がありました。

また、委員より、鳩水園の今後のし尿処理についての質疑があり、理事者より財源的に厳しい状況があり、十分検討していきたい等の答弁がありました。

公共下水道事業に関することについては、委員会として、説明を受け、了承することといたしました。

次に、各課報告について、(1)議案第17号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてのうち、当委員会所管に関するものについて担当課より説明があり、委員より質疑をお受けしたところ、質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり了承すべきものと決しました。

次に、(2)斑鳩町町営住宅入居者募集について担当課長より説明を受けました。この件について質疑はありませんでした。

次に、その他として、委員より、住民会議の公開質問状について、斑鳩町財政健全化検討住民会議の委員連名で出されているが、機関決定されたと思うかどうかの質疑があり、理事者より、一切正式な会議の議論でされたものではなく、町長以下関知していないもので、諮問に対し早期に答申をいただいたと思っている等の答弁がされています。

以上が、開会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

最後に、当委員会として、公共下水道事業に関することについて及び委員会条例第2条第1項第3号の定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決し議長に申し入れております。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。9番、浦野委員長。

○厚生常任委員長（浦野圭司君） それでは、厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

厚生常任委員会は、3月16日、全委員出席のもと開催いたしました。

初めに、本会議からの付託議案である（1）議案第3号 斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について、及び（4）議案第11号 高安ふれあい交流広場設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、いずれも指定管理者制度導入に伴うもので、いずれも直営とし、管理委託の条項を削除するという説明がありました。これに対して委員から若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、（2）議案第9号 斑鳩町福祉会館設置条例の一部を改正する条例について、（3）議案第10号 斑鳩町立あゆみの家設置条例の一部を改正する条例について、（5）議案第12号 斑鳩町立老人憩の家条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より前記同様の説明がありました。これに対して委員から、議案第9号については、（仮称）総合福祉会館の指定管理者制度に関する考え方について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

以上、議案第3号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号についてお諮りいたしましたところ、いずれも原案どおり可決することに決しました。

次に、（6）議案第13号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、介護保険料率について、現行の5段階から7段階に改め、保険料の納期を現行の4期から8期に改めるといった説明がありました。

本件については討論となり、まず反対の意見として、保険料率の段階改定で高額所得者が優遇となり、もっと低額所得者を優遇すべきであるとの意見がありました。

これに対し、賛成の意見として、この改正に当たっては、介護保険運営協議会で審議もされ、被保険者の負担能力に応じた改正になっているとの意見がありました。

採決の結果、賛成多数で本案を原案どおり可決することに決しました。

次に、（7）議案第18号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、理事者より、歳出では、高額医療費拠出金で507万8,000円の減額等合計で576万6,000円の減額補正を、歳入では、高額医療費共同事業医療費交付金で1,342万8,000円の増額、また保険基盤安定繰入金

で1,705万7,000円の減額等、合計576万6,000円の減額補正をするという説明がありました。これに対して、委員より、医療制度の改正に基づき、斑鳩町国民健康保険事業で今後予想される改正点について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

本件についてお諮りしたところ、原案どおり可決することに決しました。

次に、(8)議案第20号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、理事者より、歳出では、介護給付費で1,000万円の増額等合計で1,100万8,000円の増額補正を、歳入では、介護給付費等繰入金で455万円の増額、及び介護給付費交付金で320万円の増額等、合計で1,100万8,000円の増額補正をするという説明がありました。これに対して、委員から、昨年10月からの介護利用者のホテルコストの実態について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

本件についてお諮りしたところ、原案どおり可決することに決しました。

次に、継続審査案件であります(仮称)総合福祉会館設置計画についてを議題とし、理事者より、用地がまとまり、今後会館設置に向けて前進するとの説明がありました。これに対して委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、各課報告事項で、(1)議案第17号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)で当委員会所管にかかわる事柄について、理事者より、歳出では、ふれあい交流センターいきいきの里増築計画の中止による2,500万円の減額補正、また国民健康保険医療助成金で1,677万9,000円の減額補正等があり、歳入では、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金で260万7,000円の減額補正及び汚水処理施設整備交付金で393万7,000円の増額補正等の説明がありました。これに対して委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。当委員会所管に属するものについて、了承することにいたしました。

次に、(2)その他紙製容器包装類回収モニター事業の実施についてを議題とし、理事者より、8自治会がこれへの取り組みに参加する予定との報告がありました。これに対して委員から若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、その他の事項で、委員より、リフト付バス利用者の選定方法について、また養護学校生の卒業後の経路について、また鳥インフルエンザについて等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

最後に、委員会として閉会中も引き続き調査を要する案件について、継続調査の申出書を議長に提出いたしました。

以上が、厚生常任委員会の審議内容の概要です。詳細につきましては、議事録に掲載いたしております。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。1番、嶋田委員長。

○総務常任委員長（嶋田善行君） 総務委員長報告をさせていただきます。

本会議から付託を受けました議案等について、3月17日、午前9時より総務常任委員会を開き、審議を行いましたので、その概要と結果について報告します。

付託を受けました議案第1号 斑鳩町国民保護協議会条例について、及び議案第2号 斑鳩町国民保護対策本部及び斑鳩町緊急対処事態対策本部条例については、「武力攻撃事態等における国民保護のための設置に関する法律」に関連するものであり、一括して説明を受けることにしました。

理事者より、上位法に基づく条例制定である旨の詳細な説明がなされ、委員より、このような条例をつくる必要があるのか、地域防災計画で対応出来ないか、憲法違反ではないか、反対の意見を国に求めていくべきではないか。また、自治体の任務として、住民の生命、財産を守る安心と安全の施策を守ることは当然のことであり、そのために防災会議がある。今、国民保護条例を制定する必要があるとするならば、斑鳩町として何を守るべきなのか、その特殊性について条例の中に盛り込むべきではないか。また、策定された計画を議会に報告し、住民に公表することなどを明記するなどの配慮があってもよいのではないかと質疑、意見が出され、理事者より、それぞれに答弁がなされました。

議案第1号については、国民保護法は自治体レベルまで含めて具体的に戦争に協力する仕組みをつくるためのものであると危惧している。町民を守るなら、有事を起こさない平和外交の努力を国や県に上げていくべきであるとの反対意見。非核平和主義と、世界の文化遺産を有する斑鳩町の理念と地域性を生かした運営方針を実施段階で具体的に明示するように要望するとの賛成意見が出され、また議案第2号についても、議案第1号と同じ反対意見で、さらに、斑鳩町は攻撃対象となる施設などなく、また避難等の想定も非現実であるとの反対意見が出されました。

賛否の表決の結果、議案第1号、議案第2号は、賛成多数で原案どおり可決すべきも

のと決しました。

議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、委員より、各委員会委員、審議会委員の定数と報酬を出す委員の数を明確にしてほしい。また、公民館長の位置付けが、その時、その時の事情であいまいであった。今後はどう位置付けるのか明確な方針を検討してほしいとの要望がなされ、また委員より、国民保護協議会の設置に関し、その報酬が含まれていることに反対の立場ではあるが、地域包括支援センター運営協議会設置の必要性や、議会の総意としてまとめられた議員報酬の減額は意義のあることだと考え、議案第1号の最終結論を待つという判断をし、反対はしないとの意見が出され、満場一致で可決すべきものと決しました。

議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、同様の改正趣旨に基づくものであり、一括議題とし説明を求めました。委員より、退職手当についての質問があり、理事者より答弁がなされ、両議案とも、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、理事者側の説明の後、委員より若干の質疑があり、理事者より答弁がなされ、満場一致で可決すべきものと決しました。

議案第8号 斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、格別に質疑もなく、原案どおり満場一致で可決すべきものと決しました

議案第16号 斑鳩町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例については、コミュニティセンターの管理についての質問があり、理事者からの答弁の後、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）については、理事者の説明の後、委員より、小学校の耐震補強工事の進捗状況について、また今後の退職手当の推移についての質疑があり、今後の人件費の町財政に及ぼす影響の推移をつかみ、折々に報告してほしいと要望がなされ、原案どおり満場一致で可決すべきものと決しました。

議案第29号 斑鳩町、平群町、三郷町、及び安堵町指導主事共同設置の廃止については、委員より若干の質疑があり、理事者から答弁の後、満場一致で原案どおり可決す

べきものと決しました。

議案第32号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定については、理事者より指定管理者を財団法人斑鳩町文化振興財団を単独指定し、指定期間を平成18年4月1日より1年間とするとの説明がなされました。委員より、18年度の実績を精査してほしいとの要望の後、原案どおり満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。

冒頭、町長より、法務局斑鳩出張所建物払い下げに関し、当委員会に有償であるか無償であるかの説明がなされてなかったことに対して陳謝があり、総務部長から改めて払い下げについての経過説明がなされました。史跡藤ノ木古墳整備に関しましては、実施設計書作成に取りかかっている。(仮称)文化財活用センターの計画については、法務局斑鳩出張所建物を258万円で払い下げを受け活用する。なお、史跡中宮寺跡整備に関しては、整備検討委員会を設置し、発掘調査計画を作成していく予定である。町史跡駒塚古墳は、より慎重に整備していくため、本年度は整備工事を行わず、その予算額39万8,000円は減額補正をお願いしたいとの報告がなされました。

次に、各課報告事項であります。

18年度税制改正についての主な内容について、個人住民税では非課税限度額の改正所得税から個人住民税へ3兆円規模での税源移譲、定率減税の廃止、地震保険料控除の創設、固定資産税及び都市計画税では、土地にかかる固定資産税の負担調整措置の改正住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の創設、たばこ税では地方たばこ税の税率引き上げについての報告がなされました。

委員より、この税制改正に伴い、18年度予算に見込んでいるのか、また専決処分を考えているのはどの改正内容なのかとの質疑があり、理事者より、18年度の予算に積算している。専決処分については、個人住民税の所得割非課税限度額と固定資産税及び都市計画税の土地にかかる固定資産税の負担調整措置の改正の中の住宅用地に関してであるとの答弁がありました。

以上が、付託議案及び継続審査事案、各課報告事項の審議経過の概要と結論についての報告であります。なお、詳細につきましては、会議録をご一読いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長(中西和夫君) 次に、日程4、都市基盤整備特別委員長報告について、都市基盤

整備特別委員長の審査結果報告を求めます。11番、三木委員長。

○都市基盤整備特別委員長（三木誓士君） それでは、都市基盤整備特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本会期中の3月15日、全委員出席のもと、継続審査案件である、1、都市計画道路の整備促進に関することについて、2、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについての審査のため会議を開催いたしましたので、当日の審査の概要について報告をいたします。

初めに、1、都市計画道路の整備促進に関することについてのうち、いかるがパークウェイについてを議題とし、担当課長より説明を受けたところ、稲葉車瀬区間においての用地の取得状況については、残っている用地内2件の住居等については、現在移転先の移転に必要な法的な手続等の調整を進めている。地元自治会や水利組合からの要望も含めた取り付け道路及び用排水の整理について等説明がありました。

いかるがパークウェイ推進協議会については、12月19日に開催し、モデル区間のアンケート結果の報告を受けました。また、会員の方から、計画路線上に住宅建設される予定があるが、土地の買収は出来ないか等意見が出されました。

三室交差点鬼坂の整備については、残る1件について、物件の撤去も完了し、今月中にはこの部分も供用開始出来る等パークウェイについて報告を受けました。

本件について、委員より、竜田川から24号まで既にも買収されたところにいまだ車が止まっているが、現状と今後の見通しについての質問があり、理事者より一定の答弁がなされています。詳細は割愛させていただきます。

委員会として、この件について説明を受けたということで終わりました。

次に、法隆寺線についてですが、用地取得の状況説明、工事の進捗状況の説明がありました。委員より、夜間非常に暗く、通りづらいので、対策を検討してください等質問があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、その他路線については、法隆寺門前線ですが、今回特に報告する事項がないということで終わりました。

委員より、三室病院に行く右折レーンについて等質問があり、理事者より一定の答弁がなされました。

1、都市計画道路の整備促進に関することについて、委員会として説明を受けたということで終わりました。

次に、2、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、報告をさせていただきます。

理事者より、駅舎橋上化及び自由通路整備関連工事関係について、建築工事の関係について、南口広場から西側興留8丁目方面への県道高架下付近までと当該道路から南へ新家地区農地までの間の道路計画の関係について、来年度の駅周辺道路等の整備の取り組みについて等説明がありました。

委員より、計画に難色を示している方がいるが、南側2号線にかかる人なのか、どのくらいの方が難色を示しているのか、工事にかかっているが、乗降客並びに近隣住民から要望またクレーム等出ていないか等質問があり、理事者より一定の説明がなされました。

以上のような説明を受けましたが、詳細については割愛させていただきますので、会議録をご覧くださいますようお願いいたしまして、都市基盤整備特別委員会委員長報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程5、予算審査特別委員長報告について、予算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。7番、小野委員長。

○予算審査特別委員長（小野隆雄君） それでは、本会議から付託を受けました議案第22号 平成18年度斑鳩町一般会計予算について、議案第23号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第24号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、議案第25号 平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、議案第26号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、議案第27号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、議案第28号

平成18年度斑鳩町水道事業会計予算について、以上7議案審査のため、3月9日、10日、14日の3日間、予算審査特別委員会を開催いたしました。その審査内容、結果についてご報告いたします。

まず、審査の方法ですが、従来どおり、最初に一般会計について審査し、理事者から一般会計の総括説明と歳入全般についての説明を受けた後、これに対する質疑を行い、次に歳出については第1款から各款ごとに説明、質疑を順次行い、各特別会計の審査については会計ごとに全体の説明を受けた後、それぞれ質疑を行うことで審査を進めました。各委員の貴重なご意見、質疑内容等は、本日のご報告では割愛させていただきますが、後の追加日程の発議にも関連するかもしれませんので、2点ほどご報告をいたしま

す。

まず、財政健全化検討住民会議の中間報告について、「その中間報告は、議員報酬が15%カット、議員定数は16名を10名にせよという中間答申も出されています。そうした立場から、議会の決定については極めて不満であるという意思が表明されているようであります。私は、若干、住民検討会議の討議がどうであったのかということについて十分承知をいたしておりませんので、この際、その場所にご出席をいただいて補佐的な関係、あるいは意見開陳など行われたという行政側なり、その住民検討会議に出席されました立場からの見解をお聞きしたいと思います。

我々としては、議員報酬について、今日まで議会としては、費用弁償、あるいは役職手当、政務調査費などについては、すべていわゆるご遠慮を申し上げていくという立場をとって、出来るだけ議員が歳費のほかに色々と諸手当を受けてかなりな収入を得ているのではないと言われるような批判のないようにしていきたい。そして、議会活動としては報酬一本やりである、という立場に立っての抑制措置を講じながら、透明性を図りながら対応してきたというふうに思うんですが、この辺については、いわゆる検討会議などでどのように報告をし、このことが例えば、推定をしますと、いわゆる報酬の何%に該当するというふうに見られているのかどうかということなどについて、一体どのような説明とどのような理解が今日まで、他の議会が行っているようないわゆる費用弁償をいまだに受けているとか、あるいは役職手当を得ているとか、あるいは政務調査費の支給を受けてるとかという関係と比較してみると、斑鳩町の場合、もっと私は節減しているというふうに思うんです。自主的な努力をして抑制措置を講じてきているというふうに思う。そういったことがどのように反映をされ、論議の過程において認識をされたのか、その上に立って今回のような中間答申が出たというふうにお考えになっているのかどうか、そのことについて色々疑問に思いますので、出来れば説明を得たいと思います。

議員定数の関係ですが、中間答申でも言われていますように、常任委員会の最低人員としては、やっぱり5名が必要であろうということ。この点は認識が一致しているようでありましてけれども、だからといって10名にするから5名の委員会を2つの委員会に下さいという関係になっているように思います。

このことについて、私どもも、議員定数と常任委員会数との関係は密接不可分の関係にある。しかし、冒頭申し上げましたような議会機能の設定、役割、任務から考えますと、それをおろそかにすることは出来ないということから、ただ単に減らせばいいとい

うことだけで済ますわけにもいかない。

さらに、そういったことを解消するためには、現行の地方自治法の109条の1項を改正することを強く求めてきています。それは、言うならば、議員の複数常任委員会の所属制限の廃止を強く要請しているということでもあります。少なくとも、このことが今中央段階におきましても十分に検討され、具体的な検討課題になっていて、近く我々の要望どおりにこの所属制限の廃止が行われる動きにあるというふうにも推察をいたしております。とすれば、その時点でもって、我々としては、当然に議会機能を果たしながら、委員会構成などに十分な検討を行うことが出来る。そして、その上に立って議会機能を完全に果たすことが出来ることについての検討の余地が残されてくる、あるいは道が開けてくるという一つの展望に立っていることも疑いのない事実であります。

私どもとしては、当面現行の自治法上許される範囲における取り扱いとあわせて、機能を損なわない立場に立って3つの常任委員会を堅持したい。そのためにどうしても必要なものは、やっぱり議員定数にかかわりがあるということで、当面の措置として一応提言をしていることについて一体どうなのか。余りにも急速に10名ということを言われている。そのことについても全く否定するわけではないんですけども、そういう状況というもの、中長期的展望に立って我々は議会機能をより充実強化をさせていくという議会の姿勢というものは、本当に正しく理解されているのかどうかということについて、いささか物足りない感じがします。この点について、行政側としてはどのようにお考えになっているのかどうか、ぜひともこの際お聞かせいただきたいと思っておりますし、今後さらに、いわゆる検討会議の皆さんに失望を与えてもいけませんし、また誤解を与えてもいけませんし、我々の不信感をそこで助長するようになってもいけないというふうにも思うんです。

そういう立場からいくならば、単にこの18年度から実施をしようとする議会の報酬の関係についての減額の措置などについても、十分にその意図するところを少しは知っていただく必要があるのではないかと、こういうような立場からあえてこの場所での発言をさせていただいて町側の見解を聞き、なおかつ町側としても、検討会議に参加をしておいでになるわけですから、検討会議についてもその意図するところは十分に説明をし理解を得る中で、行政側と議会がまさに車の両輪のごとく切磋琢磨をして、財政健全化への方向を歩もうとすることの姿勢をこの際はっきりする必要があるのではないかと、こういうふうに私は思います。

そういった立場から、この点についての議会側がとっている態度、あるいは検討会議が示した条件、あるいは行政側が認識している状況について、この際明確にしながら、このことについてのより一層の混乱を招くことのないような対応がぜひとも必要ではないか」との意見もあり、予算委員会の最終日に、「議員歳費の実質的な減額措置率」の資料を、予算委員長として、今議会で提出されております議員報酬の改定という議案につきまして、議会の議員全員、また理事者側にも同一の認識をもっていただくためにもこの予算委員会で追加資料として取り上げさせていただいております。

次に、奈良地方務局斑鳩出張所の建物の有償譲渡に関しましては、活発な討議がなされ、暫時休憩をはさんでの質疑答弁の後、委員長から、町当局の対応のまずさということで指摘をしております。先ほどの総務常任委員長報告では、町長の陳謝もあったそうですが、その質疑、答弁内容につきましては、現在調整中の会議録をご覧くださいければ幸いです。

3月14日午後、各議案の質疑を終結し、審査結果についての取りまとめをしたところ、議案第22号 平成18年度斑鳩町一般会計予算についてと、議案第27号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての2議案については、賛否の討論を要するとの申し出があり、その内容をご報告いたします。

まず、議案第22号 平成18年度斑鳩町一般会計予算についての反対意見といたしましては、「付属機関等への委員選出については、明確な要綱、規則などつくるように求めてきたが、いまだつくられず、今議会で同意を求められた案件でも、2人の女性委員にかわって2人とも男性委員になったことで、女性委員の率を下げている。人事案件につきましてはあえて反対はしませんでした、そういう意識を全体で持てるように、また透明性を高めるためにも、今後さらに要望しておきたいと考えています。

また、条例化せず、要綱をつくるのさえ遅くなり、ともかく立ち上げようとしてつくりました財政健全化検討住民会議の目的と任務が整理されずに進んできたようにうかがえることは非常に残念です。提言をいただくとありますが、それを超えて、住民を巻き込んで混乱を来すようなことがあれば、町長が立ち上げた組織に重大な問題を残すことになり、お互いを尊重する信頼関係はなくなってしまうのではないかと心配されます

さらに、人権教育・同和教育の推進と2つ並べて書かれているのは、それぞれを違うものとして扱っている。特別なものとしていることのあらわれで、何度言っても変わらない姿勢と、斑鳩町行政組織規則、斑鳩町教育委員会事務局組織規則に見られるように

各課の分掌事務でも人権という言葉が一言も書かれていない。すべて同和教育とされていることには、全くの驚きを持ちました。

また、指定管理者制度については、現状と何も変わらず、制度改正により変更するとされている。それぞれの事業体が本当の意味で力をつけていけるよう、色々整理をしながら、透明性を保ち、住民サービスが後退することのないよう取り組まれるようお願いしたい。

また、法隆寺駅周辺整備では、事業に対する疑問の声が多数あることを認識していないということを指摘しておきたいと思います。以前より、交通バリアフリー基本構想を策定することを提案してきましたが、やる気がないことについても理解が出来ません。

最後に、議会などでこれまで問題提起してきたものが十分取り入れられて評価出来るものがたくさんある反面、提起していても全く手がかかず棚上げされているものや、こちらの意図するところが酌み取れずにいる問題があることについても、今後積極的に取り組まれるようお願いいたします」。

一方、賛成意見といたしましては、「平成18年度斑鳩町一般会計予算は、単独町制を指向する、財政健全化への第一歩を踏み出す予算としてとらえることが出来ると考えております。一般会計予算は、財政健全化の方向を明示し、手近に実施出来るものから実行に移し、議論を必要とするものは議論を尽くし、新しいまちづくりの基盤となる基本事業は、中長期的な展望に立って取り組み、基金の取り崩しをすることなく、年度予算が編成出来るよう、持続可能な財政体質の確立を目標としている。このことは、間違いのない正しい目標設定であると考えています。

その持続可能な財政体質の確立を目標とする第一歩を踏み出すことになった平成18年度一般会計予算案は、町長はじめ常勤職、一般職員、議会などが一体となつての人件費の抑制、思考を新たにしながら、極力経費の節減と財政体質の改善への意欲を示したものと言えるところと考えます。

と同時に、厳しい財政事情にあることを承知しながらも、JR法隆寺駅舎の改築と周辺整備、（仮称）総合福社会館の建設、歴史的遺産の整備事業、公共下水道事業等必要な施策、事業の財源を確保するという姿勢を明確に打ち出しています。特に、都市基盤整備事業は、多額の財源を要することから、なかんずくJR法隆寺駅等の事業をめぐっての批判が聞かれるものの、計画を後退させることなく、英断を持って事業の執行方針と財源措置が講じられ、自由通路、駅舎完了のめどがついてきたことは評価したいし、

今後、周辺整備が遅滞なく進められるよう期待したいものであります。

平成18年度予算は、単独町制を選択した多くの町民に勇気を与えるものと私は考えます。これら施策は、実行されて初めて意味があるし、審議の価値があるのであります。予算審査を通じ、各委員からそれぞれの立場において批判や意見、要望などがあつた。このことが、言いつばなし、聞きつばなしにならないように、その場限りの答弁だったと言われぬように、有限実行、発言には責任を持つという気概で、誠実な施策、事業の執行を望みたいと思うのであります。予算委員会での指摘事項を業務執行過程でどのように対応したのか、その結果が当該年度の決算段階でどのように総括されたかを鮮明にすることが出来るような配慮が尽くされることを強く要望します」というようなことから、採決の結果、賛成多数により可決するものと決しました。

次に、議案第27号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての反対意見といたしましては、「これまで介護保険につきまして、かなり担当課の方でもご努力をいただき、またこの予算を組み立てられるにおいて非常に努力をいただいていることにつきましては、十分承知をしているところでございます。ただ、介護保険制度の根幹である保険料の考え方につきまして意見を述べさせていただきたいというふうに考えます。

低所得者対策と共に、税制改正による増税と、保険料段階の移動があり、値上がりする保険料を少しでも抑える必要があると私は考えてまいりました。この色々な改正の中で、この保険料設定、少しでも保険料を低くするために、高額所得者に1.75の負担をさせていただくことをずっと提案をしてまいりましたが、そうはならない、1.6という提案になっているということについては、どうしても賛成が出来ません。

さらに、この値上げをしていく中で、保険料徴収の低下を招かないように、保険料徴収については納期を広げられておりますが、保険料が上がったことについての理解、納得を被保険者の皆さんにさせていただくことや、要介護1から要支援2へと段階が下がってしまう方の中で、サービス利用が現行どおり行うことが出来ないという見通しになる方について、特に十分な対応をされるよう要望いたします」。

一方、賛成意見といたしましては、「平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算につきましては、大幅な制度改正が行われる中、給付料など複雑な予算の見込みを立てる必要があつたと考えます。これらの見込みにつきましては、介護保険運営協議会において、今後の要介護認定者数や保険給付における見込み料、及び予防事業の取り組みな

どを審議いただき、それに基づいてこの予算が立てられたものであります。医療や福祉の専門家の意見が反映された適切な予算になっているものと考えます。高所得者層に新たな1つの保険料段階を組み入れ、合計7段階にしている点など、低所得者の方への対策もされているということからも、評価出来るものと考えます。安定的な保険運営を図る意味においても、今回立てられた斑鳩町介護保険事業特別会計予算については賛成する」というようなことから、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、議案第23号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第24号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、議案第25号 平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、議案第26号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、議案第28号 平成18年度斑鳩町水道事業会計予算についての5議案は、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会委員長報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第1号 斑鳩町国民保護協議会条例について、これより討論を行います。

初めに、本案に反対する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、議案第1号 斑鳩町国民保護協議会条例について反対の意見を述べさせていただきます。

これまで悲惨なことがたくさんあった歴史の中でも、ここまで世界最古の木造建造物を残すことが出来た法隆寺がある我が町斑鳩町においては、世界文化遺産にも登録されまた藤ノ木古墳の保存に尽力し、財政が厳しい中であっても文化財活用センターをつくって情報の発信をしていこうとしている時に、随分危険なことを想定した協議会を設置することが提案されました。

私は、戦争ほど人権を踏みにじるものはないと考えています。国際社会の中で、どの国も、何よりも大切にされなければならない命を簡単に奪ってしまう戦争、そして破壊しかない戦争を絶対にしてはならないという立場に立ちきりたいと思っています。外部からの武力攻撃を、なぜ、今、想定するのか。それは、政府が想定せざるを得ない不穏な動きをしているからなのだと思います。非核宣言のまちとして、武力攻撃などあって

はならないと考えていますし、どうして今そのことを想定して、行財政改革の中、同じような委員会など附属機関の統廃合を含めた見直しをすべき時に、わざわざ地域防災会議と同じメンバーを、名称を変えてまでこの協議会を設置しなければならないのか、理解出来ません。

さらに、防災会議条例では、所掌事務が書かれております。計画作成などが明記されておりますが、この条例を見る限りでは、一体何をする協議会かわからない、この問題点を指摘をさせていただきたいと思います。

私は、まず何よりも日本がアジア諸国をはじめ世界の各国と友好的な関係を追求していただき、このような武力攻撃を受けることなど全く考えずに私たちが生活出来るような外交をしていただきたい、この思いを込めて反対の意見とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 次に、本案に賛成する議員の意見を求めます。11番、三木議員

○11番（三木誓士君） それでは、議案第1号 斑鳩町国民保護協議会条例について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

斑鳩町国民保護協議会については、平成16年9月に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が施行されました。この国民保護法は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から、国民の生命、身体及び財産を保護し国民の生活及び社会経済等に及ぼす影響が最小限になるよう対応を行うもので、市町村においては、警報の伝達や避難実施要領の策定、救援の実施、避難住民等の救援に関する措置などについて、国民保護計画の中で定めるよう規定されているところであります

このことから、国民保護法にも規定されておりますが、斑鳩町国民保護計画を策定するに当たって、広く住民の意見を募り、その施策を総合的に推進していくための審議機関として、斑鳩町国民保護協議会の設置は必要であると考えます。総務委員会においても、条例制定の趣旨、運営方針等、実施段階で具体的に求めることとしております。

なお、計画の策定に当たりましては、斑鳩町地域防災計画の内容とも関係しますことから、斑鳩町防災会議との効率的な運営に留意され、計画の整合性を図られると共に、非核平和都市宣言を行っている世界文化遺産を持つまちとして、その地域特性を具体的に計画に示されるようお願い申し上げます、私の賛成意見とさせていただきます。議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。本案を原案

どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。よって議案第1号につきましては、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第2号 斑鳩町国民保護対策本部及び斑鳩町緊急処理事態対策本部条例について、これより討論を行います。

初めに、本案に反対する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、議案第2号 斑鳩町国民保護対策本部及び斑鳩町緊急処理事態対策本部条例について、反対の意見を述べさせていただきます。

平成15年6月に成立した武力攻撃に対処するための事態対処法は、当時から問題があると考えていました。役場の職員も、またJR等の交通機関、その職員も、運送業者や医療機関なども駆り出されていく、そして罰則まであるようです。

これについては、この実施体制の確立ということで、国民の保護に関する基本指針の概要が示されていますが、その中でも、「地方公共団体は、防災に関する体制を活用しつつ」という文言がございます。また、「都道府県においては、防災体制とあわせて担当職員による」、こういう言葉がございます。また、「市町村においては、常備消防体制との連携を図りつつ」、このように実施体制の確立の中でも、すべて防災にかかわることとの関係がうたわれております。これらは、斑鳩町災害対策本部条例に定める組織と全く同じような内容であると指摘をさせていただきます。

先ほどから申し上げておりますように、これらにつきまして、武力攻撃を想定することについてそもそも問題があることから、私の反対意見とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 次に、本案に賛成する議員の意見を求めます。11番、三木議員

○11番（三木誓士君） 議案第2号 斑鳩町国民保護対策本部及び斑鳩町緊急処理事態対策本部条例について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

斑鳩町国民保護対策本部及び斑鳩町緊急処理事態対策本部につきましても、国民保護協議会と同様に、議案第1号で賛成意見として述べました内容と同じ趣旨であり、国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部については、武力攻撃や大規模テロの事態において、国から国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定の通知があった場合に設置するものであります。

このことから、国民保護法の趣旨から、国民の生命、財産を守るべき重要な立場にあ

る地方公共団体として、万一の場合国民に及ぶ影響が最小となるよう対策本部の設置は必要であり、この法律に定められた地方公共団体の責務を適切に果たされることをお願い申し上げます。私の賛成意見とさせていただきます。議員の皆様のご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。よって議案第2号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第3号 斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第3号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第4号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第5号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、

委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第6号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第7号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第7号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第8号 斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第8号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第9号 斑鳩町福祉会館設置条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第9号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第10号 斑鳩町立あゆみの家設置条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第10号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第11号 高安ふれあい交流広場設置条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決

することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第11号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第12号 斑鳩町立老人憩の家条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第12号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第13号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。13番、木澤議員。

○13番(木澤正男君) それでは、議案第13号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回、介護保険事業計画の見直しに伴い保険料の改定が行われますが、町独自で、普通徴収に係る納期を8期に定め、また保険料率も7段階にと、低所得者対策として国の示す基準から一步踏み込んだものになっているということは一定評価出来ませんが、この間の改定で生活保護世帯の基準が引き下げられるなど、住民税非課税世帯から課税世帯に変わる方や、また一気に保険料段階が2段階も上がる方がおり、低所得者への対策が本当に切実なものとして求められています。

そういったことから、少しでも保険料を低く抑えることが必要ですが、今回の町の保険料率の段階設定理由として、第3段階を本来0.75のところ0.7にしたことのみに対して、第7段階で1.6という設定を設けていますが、介護保険運営協議会の中でも指摘されているように、それでは徹底した低所得者対策になっていません。高額所得者に応分の負担をしていただくという考え方に基づいて、第7段階を1.75に設定することによって、低所得者の負担をもっと抑えることが出来るのではないのでしょうか。実際に近隣の町村ではそういった設定をされているというところもあり、今後ますます高齢化が進む中、ずっと続けていくであろう介護保険事業をより安定的に運営していくさらには徹底した低所得者対策を行っていくという姿勢が必要であることから、今回は

保険料率の設定にこだわって反対の立場をとらせていただきたいということを申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 議案第13号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の保険料については、平成18年度から平成20年度までの3年間の給付料見込みに基づき基準額が設定されたと聞いております。この基準額は、現在のものより高くなるため、低所得者の方の現在の保険料率のままでは負担が大きくなることから、第3段階の低所得者の方の保険料率を下げる。その結果、全体の給付料が不足するため、新たに基準額の1.6倍の保険料率を設定し、不足分を補うことであると考えます。

今回の保険料率の設定は、介護保険運営協議会でも十分審議していただいたものであり、低所得者の方にも配慮したものとなっていると考えます。

このようなことから、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例については、賛成いたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。よって議案第13号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第14号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第14号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第15号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第15号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第16号 斑鳩町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第16号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第17号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第17号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第18号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第18号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第19号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第19号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第20号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第20号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第21号 平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第4号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第21号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第22号 平成18年度斑鳩町一般会計予算について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。13番、木澤議員。

○13番(木澤正男君) それでは、議案第22号 平成18年度斑鳩町一般会計予算について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の予算編成においては、国からの交付税が大幅に減らされる中、限られた財源をいかに効率的に使うかという点から見ますと、昨年度から効率化や削減が図られているものもあり、一定緊縮出来てはいるものの、一つ一つの施策を見ていくと、まだまだ議論がされていないものもあり、今後中長期的な視野に立って、町の健全な財政運営を進めていくため、さらなる研究が必要であると感じました。

また、住民要求にこたえていくため、行政運営、まちづくりに対する考え方をどう予算に反映しているかとの点から見て、主な問題点を申し述べたいと思います。

1つには、財政健全化検討住民会議の目的や任務がはっきりしておらず、予算委員会や一般質問でも、行政改革推進協議会との整合性の問題や、本当に必要な施策や機関の役割をいかに効率よく発揮させていくかという議論が出来るよう行政側からの提案が十分になされていないなどの指摘がされており、今後答申を受けて検討されることになると思いますが、費用対効果の面からも十分に意義のあるものとなるようにしていただきたいという要望をしておきたいと思います。

2点目に、今回別に議案としても出ておりますが、国民保護協議会の設置に伴い委員報酬が予算計上されていますが、内容的には防災会議、地域防災計画等で対応出来るものであり、取り急ぎ設置する必要はないと考えられることから、国の言われるまま設置

をするのではなく、町独自の研究と対応を強く求めます。

3点目に、これまでも指摘をしてきました住民基本台帳ネットワークシステムは、多大な費用をかけている割には大きな効果もなく、見直しが必要だと考えます。また、このように国から言われて設置しているもの、さらには国や県から改正が求められるものについても、町が費用を全額負担しなければいけないものが各款にまたがってあると思うのですが、町民のためにならないもの、必要のないものは、はっきりやらないという決断を下していくことを強く求めます。地方分権が進む中で、住民の暮らし、福祉を守る立場から、地方自治体として明確な意思を示していただきたいと思います。

4点目に、部落解放同盟の研究集会や全国大会に多くの職員を派遣していることについて、一定の削減をしているという点は評価出来ますが、まだ多くの職員派遣を予算化していることについては、疑問を感じます。そのほかのところでも、予算書を見る中では、どうしても人権教育という点において、まだまだ同和教育に偏りがあると感じます。予算委員会で指摘されていた点では、「人権・同和」という表記の仕方が変わっておらず、規則の中にもそうした傾向が見られるという点、さらには「なかま」という本の購入についても指摘がされており、同和教育を人権教育の一環としてとらえていない、特別扱いになっているという問題提起がしっかりと理解されていないと感じます。

5点目に、指定管理者制度について、多くの議員からも、制度を導入することによってどういった効果があるのかよくわからない、また町は今後どういった方向で指定管理者制度を活用していくのか方針が見えてこないとの指摘があることから、今後住民サービスの向上やどういった効率化が図れるのか、住民や議会に対して明確な方針を持って説明責任を果たしていただきますよう要望いたします。

6点目に、土木費において、県が進める京奈和自動車道促進期成同盟会負担金として金額は少ないながらも、事業の推進を支持し、協力金を予算化していることについては納得出来ません。現計画では、貴重な歴史的遺産が眠る平城京跡を破壊して道路をつくる計画になっており、歴史的遺産を大切に保護する立場の斑鳩町として、県に対して抗議の声を上げるべきです。

また、いかるがパークウェイについても、住民合意を基本とする姿勢を大切にしてくださいと思います。

さらには、法隆寺駅周辺整備事業には、これまで、バリアフリーの基本構想を策定して町民全体の理解を得るようにと強く指摘をしてきましたが、その姿勢が見られません

今後、アクセス道路の整備や総合福祉会館の設置についても、広く町民全体の理解を得るという姿勢で取り組む必要があり、十分な説明責任を果たせていないことについては問題であると、さらに強く指摘をしておきたいと思います。

7点目に、学校給食の一部民間委託について、学校給食の運営は町の責任で行うべきであると考えことから、基本的には一部民間委託をするということについては反対の立場ですが、これまで幾つかの問題提起をしてきました点に十分注意をしていただきたい。

さらには、人件費の抑制という点では、職員の正規採用を抑え臨時職員で対応していく、さらには民間委託をしていくということについては、長期的な展望を持って慎重に対応していく必要があると考えます。職員の数については、定員適正化計画をつくっていますが、既に見込み以上の退職者が出ており、新たな補充をどうするのか、また臨時職員で対応しているが、結果的に費用が多くかかっている現状がないか。

また、民間委託をふやしていくことで、住民サービスの低下や町の責任があいまいになってしまわないかという点においては、特に注意をしていかないと、取り返しのつかない事態を招きかねません。今後、十分な検討と対応を求めます。

このほかにも、これまで懸案事項とされている問題についての対応や、予算審議の過程でほかの議員から指摘を受けている問題については、誠意を持って対応に当たっていただくよう要望いたします。

また、これまで要望してきたことが予算に反映されている点もあり、評価出来る点も少なからずあり、そうした点は評価をさせていただいていることを最後に付け加えまして、私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） それでは、議案第22号 平成18年度斑鳩町一般会計予算につきましての賛成意見を申し上げます。

本町では、町民税におきましては増収の兆しが見えるものの、基本的な収入であります地方交付税や固定資産税などが引き続き減少するなど、主要一般財源の減少に歯止めがかからない状況にあります。しかし、一方で、行政に求められる町民ニーズは、少子高齢社会の進展による社会保障に関する施策はもとより、未来を担う子どもたちの教育の充実、地球規模での対応が求められております環境問題など、あらゆる分野で高まっ

てきております。

このような環境のもと、来年度の予算は、基金の取り崩しによって対応する厳しい状況ではありますが、人件費の抑制や事務事業経費の縮減、さらには団体運営補助金などの見直しを行うなどして、本町の課題でありますJR法隆寺駅周辺整備などの都市基盤整備、総合福祉会館の建設、また史跡藤ノ木古墳など文化財の保全・継承などに積極的に取り組まれようとしております。また、男女共同参画社会への取り組みをはじめ少子高齢社会、ごみの減量化・資源化などへの対応、子どもたちのすこやかな育成を願う教育環境の充実など、第3次斑鳩町総合計画の着実な推進と、今求められている色々な行政課題に取り組まれていることは、評価出来るものであります。

しかしながら、本町におきましては、今後も厳しい財政状況が続くものと予測されます。定期監査結果報告でのご意見や、予算審査特別委員会で各委員の皆様から出ました様々な視点からの意見や厳しい指摘を、町におかれましては真摯に受け止められ、特に町民の生活に直結することや、町財政に大きく影響を与える施策の推進に当たりましては、それぞれの担当委員会とも十分協議されながら進められていくことをお願いいたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。議員皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。よって議案第22号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第23号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第23号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第24号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第24号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第25号 平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第25号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第26号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第26号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第27号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。13番、木澤議員。

○13番(木澤正男君) それでは、議案第27号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、反対の立場から意見を申し上げます。

予算編成に際しましては、職員の皆さんには大変ご苦勞をいただいているということは認識をいたしておりますが、先ほど議案第13号の反対討論の中で申し述べましたように、保険料率の設定について、低所得者対策の考え方が納得出来ず、そのことが反映された予算となっているため、繰り返し同じことは申し上げませんが、同様に反対とさせていただきます。

以上、まことに簡単ではございますが、私の反対討論とさせていただきます。

○議長(中西和夫君) 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。6番、浅井議員。

○6番(浅井正八君) それでは、議案第27号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別

会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回、第3期の事業計画期間における保険料の設定につきましては、低所得者の対策を図るため、原則6段階を7段階設定とされ、第3段階の低所得者の方の基準額に対する料率を国基準の0.75を0.7に引き下げ、その不足する保険料を補うために、第7段階の保険料率を、基準額の1.6倍の保険料率を設定しているということでありま

す。このことにつきましては、第3期の保険料額が第2期と比較し高くなるということから、低所得者の方への対策もされているということで評価しているものでございます。また、平成18年度予算につきましては、介護保険制度改正において、より介護予防の取り組みが強化されることや、新たな体系のサービスが立ち上がるなど、様々な事項において新たな予算の組み立てが必要となっておりますが、的確に予算に反映されていると考えるので、安定的な保険運営を図る意味において、今回立てられた斑鳩町介護保険事業特別会計予算については、賛成をするものであります。皆様方のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。よって議案第27号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第28号 平成18年度斑鳩町水道事業会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第28号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第29号 斑鳩町、平群町、三郷町及び安堵町指導主事共同設置の廃止についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第29号については、満場一致

で可決いたされました。

続いて、議案第32号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第32号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第33号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第33号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第34号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第34号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、認定第1号 町道認定及び路線変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって認定第1号については、満場一致で認定いたされました。

ここでお諮りいたします。

皆様のお手元に配付しております追加日程1、発議第1号 斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について、追加日程2、発議第2号 行財政改革に伴い廃止される「奈良地方法務局斑鳩出張所」建屋の無償払下げに関する要望書について、追加日程3、発議第3号 道路特定財源の確保に関する意見書についての3議案を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、発議第1号 斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について、追加日程2、発議第2号 行財政改革に伴い廃止される「奈良地方法務局斑鳩出張所」建屋の無償払下げに関する要望書について、追加日程3、発議第3号 道路特定財源の確保に関する意見書についての3議案を日程に追加し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1、発議第1号 斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。14番、里川議員。

○14番(里川宜志子君)

発議第1号

斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第112条及び斑鳩町議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成18年3月23日

提 出 者

議会議員

飯 高 昭 二

松 田 正

小 野 隆 雄

坂 口 徹

三 木 誓 士

里 川 宜 志 子

ということで、この議案書を提出させていただいております。

それでは、この議案に対しましての提案説明ですが、この議案書には後ろに要旨も付けさせていただいております。この要旨には、基本となること、考え方について要約をさせていただいておりますが、とりわけ議会での審議過程を住民の皆さんにもご理解いただけるように、特に提案説明では丁寧に行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

斑鳩町議会では、昭和22年の合併以来、当時の地方自治法に照らし、8,000人

程度の人口で定数16名と定められました。それからこれまで、大阪のベッドタウン化され、人口がどんどんふえ、近代的なまちへと様変わりをしてきた今日まで、一度も定数を変えることなく町議会の歴史がつくられてきました。

来年は、町制60周年を迎えることとなった今、単独町制を選択した斑鳩町では、国の三位一体の改革のあおりでますます厳しくなる財政運営をどうしていけばいいのか、これまでも地方分権推進委員会が行ってきた第1次勧告、第2次勧告などを視野に入れ地方議会活性化研究会が出した報告書にも着目し、議会では住民の誤解を招くようなことは一切避ける、無駄を省く、このことに常に努力をしてきた経過がございます。

とりわけ、会議等に出席すると支払われていた費用弁償の廃止、町村議長会が主催する海外研修への派遣を凍結、2泊3日で精力的に行っていた視察研修も、内容を精査し極力1泊2日とするようにした各委員会の取り組み、法改正により支給出来ることになった政務調査費の見送り、また予算・決算の特別委員会の会議録をテープ反訳へと変更することなどのように、実際に費用が目に見えてわかるものはもちろん、目に見えない細かい点についても改善を重ねてきています。

今後、さらに、地方分権、行財政改革が進む中であって、議会としてもさらなる財政健全化と議員定数について、昨年6月から議長の諮問を受け、膨大な資料を用意した上で調査をしながら議論を重ねてまいりました。とりわけ議員定数の問題は、議会の根幹にかかわる最も重要なことから、議会運営委員会でも一人ずつ意見を求め、さらに全員協議会でもお一人ずつの意見をお聞きし、検討を重ねてまいりました。

その間に、町長が提言をいただくとされている財政健全化検討住民会議の中間報告が出されました。地方分権が進み、まず何よりも大切なのは、地方議会の自主性の強化であると考えていたところ、町長が招集された会議から、議会の委員会のあり方まで踏み込んだ内容であったことには、率直に驚きましたが、現在の人口規模から見て、また全国的な例から見て、町レベルとしては現状のままでもよいのではないかと考えておられた議員も結構おられました。さらに今後の議会運営のあり方、委員会運営のあり方、自主的な政策形成機能や行政チェック機能の強化、住民の意向をいかに反映出来るものとなるか、女性や勤労者の立候補を容易にするのに必要な環境の整備など、様々な角度からの検討も加え、議会の責務をどう果たすべきかの自覚に立ち、最終的に議会運営委員会でさらにお一人ずつのご意見をいただき、それでも千差万別あった意見でございましたが、皆さんと協議をし、何とか委員会として取りまとめをさせていただいたものを

全員協議会で報告をし、議員皆様のご了解を得て提案させていただき運びとなりました。

議会としては、地方行政がますます高度化し、多種多様の住民ニーズにいかに対応していくべきか、専門性が不可欠となり、より多くの実態把握を迫られる中、現在の地方自治法の中では、3常任委員会を堅持することとし、住民会議の中間報告にもあるように、1委員会の構成は、委員会運営上最低限5名が必要であるとの考えに立ち、次の一般選挙から定数を15名とすることといたしました。

なお、現在、地方自治法の見直しが行われようとしております。先ほどの予算審査特別委員長報告の中にもございましたが、議会にかかわるものがかなり含まれております。特に、1議員1常任委員会に所属、これが撤廃される可能性が十分ございますことから、中長期的な展望を持ち、今後はその改正の動向を踏まえ、住民の代表としての自覚と責任ある議会運営を目指して、さらに調査、研究、改善の必要があるということも申し述べまして、この議案に対する説明とさせていただきます。どうか、この議案に対しましての議員皆様のご協力、心からお願いを申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。よって発議第1号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、追加日程2、発議第2号 行財政改革に伴い廃止される「奈良地方法務局斑鳩出張所」建屋の無償払下げに関する要望書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君）

発議第2号

行財政改革に伴い廃止される「奈良地方法務局斑鳩出張所」

建屋の無償払下げに関する要望書について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年3月23日提出

議会議員

吉川勝義

浦野圭司

行財政改革に伴い廃止される「奈良地方法務局斑鳩出張所」建屋の無償払下げに関する内容につきまして、要望書を朗読し、皆様のご賛同を得たいと思います。

ご承知のとおり、当町を含む広域7町による住民発議での合併協議も不調となり、それぞれ各町は単独の道を歩くことになりました。

その結果、わが町も単独町制の道を選択したことから、健全な行財政基盤の確立に向け、現在、努力をしておりますが、なかなか困難であり、改めてその厳しさを認識いたしております。

そのような中、国におかれましては、行財政改革の一環として、平成18年4月24日付で、生駒郡地域の登記事務を奈良地方法務局の登記部門に統合することを決定され斑鳩出張所は廃止されることになりました。

現在、国において推進されております行財政改革の必要性や重要性につきましては、我々も地方行政を担っております立場から、十分に理解しております。

今回の統合は、地域に住む者にとって大変不便なものとなりますものの、断腸の思いで国の方針に従わざるを得ないと思料いたしております。

こうした状況にありまして、当町議会と致しましては、斑鳩出張所の建屋を解体すれば、1,000万円以上の多額な費用がかかると聞き及び、地域のために有効に利用することが行財政改革にも貢献し、地域住民の福祉向上につながるものと確信致しております。

国からも保存について援助をいただいている藤ノ木古墳をはじめ、世界文化遺産のある町として、この地に文化財活用センターを設置することとして、計画を進めています

つきましては、当町の財政状況の厳しさを充分ご理解いただき、今一度ご賢察のうえ無償にて地元へ払下げを賜りますよう、地元議会として伏してお願いする次第であります。

ということで、平成18年3月23日付で法務大臣に町議会として提出したいと思っております。議員皆様のご賛同よろしく願いいたします。（「議長、発言を求めます」と小野議員述べ）

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ただいまの説明の中でございましたが、今の発議者の方に一言質

聞したいと思います。

この意見書提出は、法務大臣となっておりますが、このことだけで事足りるとお考えなのかどうか、お答えを願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 質問者小野議員のおっしゃっていることは、財務管理をされている財務の関係も必要じゃないかという意味だと思うんですが、法務局を仕切っております所管の関係にまとめて出すということの意味でこのように書かせていただいたわけでございます。ご理解のほどよろしく願います。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 発議者の認識が余りにも未熟であることを指摘しておきます。

それと、私はこの要望書について反対する意思はございません。ということで、私はこの件に関しまして、色々な機会で、そして特に先ほど予算委員会の予算委員長報告でも申し上げましたが、町当局の対応のまずさを指摘しておきます。

私は、国との交渉の仕方について、事務方、担当の職員の方に、まことに申しわけないんですが、その対応のまずさということを感じておりますのは当然ですが、今年の4月25日ですか、町長自ら上京して、当時の滝法務副大臣、私はあえて今名前を申し上げます。といいますのは、予算委員会で町長が、滝代議士の名前を出しておられましたので、あえて言いますが、滝法務副大臣に、生駒郡4町として要望されたにもかかわらず無償での交渉が出来なかったと、これは予算委員会での阪野課長の答弁でも明らかです。今年の6月から、地方法務局が建物の鑑定をとったということは、これは有償での交渉しかないということですので、この点について町長は総務委員会でも陳謝されているみたいですが、このことはまことに残念で仕方ないんです。

それで、滝代議士につきましては、私は平成8年から、自民党公認ということで積極的に支援してまいりましたが、その対応のまずさを重ねてこの場所で議事録に残したいと思っておりますので、発言をさせていただきました。

以上です。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。本案について、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 全員起立であります。よって発議第2号については、満場一致で可決いたしました。本要望書は、関係機関に送付いたします。

続いて、追加日程3、発議第3号 道路特定財源の確保に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。16番、中川議員。

○16番（中川靖広君）

発議第3号

道路特定財源の確保に関する意見書について

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成18年3月23日提出

議会議員

飯 高 昭 二

浅 井 正 八

小 野 隆 雄

吉 川 勝 義

中 川 靖 広

意見書の朗読をもって説明とさせていただきます。

道路特定財源の確保に関する意見書

道路は豊かな生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であると共に、少子高齢化が進展しているなか、21世紀の社会基盤を計画的に充実させるためにも、さらには深刻化する環境問題に対処し、改善を図るためにも、その整備は一層推進することが不可欠である。

斑鳩町は、法隆寺周辺の仏教建造物が世界遺産に登録されており、歴史、文化、自然に配慮した道路整備を推進することとしている。

しかしながら、本町の道路整備の状況は依然として低く、幹線道路の整備として都市計画道路の整備促進を図っているところである。

このような状況から道路特定財源が一般財源化されると、本町にとって、最重要課題である道路整備に必要な財源が確保されず、さらに道路整備が遅れるのではないかと危惧するところである。

昨年12月に政府・与党から出された『道路特定財源の見直しに関する基本方針』で

は、「真に必要な道路は計画的に整備を進める」とともに、「納税者に対して十分な説明を行い、その理解を得つつ、具体案を得る」とされている。

よって、国におかれては、納税者の声である道路整備のニーズを踏まえ、地域にとって必要な道路が引き続き計画的に整備・管理が出来るよう、道路特定財源等による安定した財源の確保を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月23日

奈良県斑鳩町議会

という内容でございます。議員皆様方のご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 本案については、討論の申し出がありますので、これより討論を行います。

初めに、本案に反対する議員の意見を求めます。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、道路特定財源の確保に関する意見書に対して、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の意見書を読ませていただく中で、道路特定財源を一般財源化することに危惧を示しておられますが、今日の国と地方の累積債務は700兆円を越す膨大な金額となっており、この財政破綻が地方に押しつけられた結果、多くの地方自治体が市町村合併に追い込まれ、交付税が削減され、国庫負担金もまた廃止または縮小されるという事態に直面しています。社会保障の分野では、負担増と給付減が現実のものとなり、社会保障によって国民を守るのではなく、社会保障の制度改悪によって国民が苦しめられるという事態さえ起こっています。

また、県においては、現在京奈和自動車道の整備として、歴史的価値の高い平城京跡を破壊してまで道路整備を進めようとしています。これまで、道路以外には一円も使うべきではないという道路特定財源のあり方が、全国で必要とされないところまで高速道路整備をはじめ無駄な道路開発にお金を注ぎ込み、いたずらに借金をふやしており、逆に自然や歴史的遺産の破壊、また環境破壊を招いてきたというのが現実ではないでしょうか。

財政難をはじめこうした問題に理解と認識を示すのであれば、道路特定財源を一般財源化し、国の予算の使い道を根本的に見直す、そして国民生活を守る方向に改める必要があると考えます。

したがって、12月に出された政府の方針の中で、暫定税率はそのままという点は今後議論が生じてくると思われませんが、道路特定財源を一般財源化していくという方向はむしろ積極的に賛成だという立場です。

住民が望んでいる生活道路の整備については、必要であるという立場で道路整備を進めていくべきだと考えますが、そうした場合、道路特定財源を自然破壊や環境破壊につながる大きな道路整備に優先的に使うよりも、一般財源化された方が町としても有効に活用出来るし、また一般財源化されても、そうした道路整備財源の確保は十分にされると考えます。

よって、今回新たに政府から方針が示されたことによって、改めて道路特定財源を道路整備に充てていく趣旨の意見書を出すことについては、反対の立場であるというふうに申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、本案に賛成する議員の意見を求めます。3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） それでは、道路特定財源の確保に関する意見書に賛成する立場から意見を申し上げます。

道路特定財源につきましては、道路整備事業への充当を目的としたものであります。

この制度の創設につきましては、戦後の経済復興を推進し、自動車の普及に対するために絶対的な不足を来している道路の早急な整備が必要であるが、一般財源だけの投入のみではその促進は図られないことから、昭和28年、道路整備費の財源等に関する臨時措置法という法律が創設され、初めて揮発油税を道路特定財源とすることにし、道路整備により、最も利益を受ける者から負担を求めるようにしたものです。

その後、制度の拡充が図られ、道路整備の推進に大きな役割を果たしてきました。道路は、豊かな潤いのある快適な住民生活実現のための最も重要な社会基盤であり、その整備は住民が長年にわたり熱望しているところでもあります。

しかしながら、本県の道路整備はまだおこなわれている中、現在、交通の改善、安全性の向上や環境の改善、地域観光交通のネットワークの充実を目的とした京奈和自動車道の重要な道路整備が、住民参加のもと理解を得ながら慎重に進められている。今後、県全体の経済の活性化のための道路網の早期整備が必要不可欠であると考えます。そのためには、道路整備に必要な財源の確保が必要であります。

当町においても、都市基盤の整備として、第3次総合計画において、都市計画道路等の幹線道路やその他の町道による道路網整備の推進を図っていくこととしており、とり

わけ法隆寺線や法隆寺駅周辺整備事業にも、道路特定財源を財源とする国庫補助を受けて事業が実施されております。また、国の直轄であるいかるがパークウェイについても事業の進捗を図られているところであります。道路整備が大きくおこなわれております当町においては、これからも道路網の整備は急を要する重要課題であると認識しております

しかしながら、一方厳しい財政事情にある当町にあつては、一般財源の充当には限界があり、その財源の維持と確保に危惧するものであります。このようなことから、これからも道路特定財源の堅持は必要不可欠な制度であると痛感しております。

したがいまして、私は、道路特定財源の確保に関する意見書に賛同するものであります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本件については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。よって発議第3号については、賛成多数で可決いたされました。意見書は関係機関に送付いたします。

○議長（中西和夫君） 続いて、日程6、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付をいたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。それでは、各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしくお願いを申し上げます。

続いて、日程7、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。それでは、議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ち、町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 平成18年第1回町議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会には、斑鳩町国民保護協議会条例についてをはじめ、平成18年度一般会計予算、各特別会計予算など、実に数多くの議案を提出させていただきましたが、議員皆様には、去る3月2日から本日までの22日間にわたり、慎重かつ熱心にご審議を賜りました。いずれの議案につきましても、温かいご配慮により原案どおりご承認賜り、深く感謝を申し上げますと共に、厚くお礼を申し上げます。

特に、さきの定例監査報告及び本会議並びに各委員会におきまして賜りましたご意見や指摘事項につきましては、真摯に受け止め、今後の行政運営を進めてまいります中で十分に配慮し、さらに合理的、効率的な行政運営に反映してまいりたいと考えております。

本町の財政事情は引き続き厳しい状況であることから、持続可能な財政体質の確立を目標に、無駄を省くことにより経費の縮減等を図り、財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

そうしたことから、平成18年度予算につきましては、行財政のあらゆる分野において総点検を行い、最小の経費で最大の効果を上げることを念頭に置いて、限られた財源を有効に活用する中で予算編成を行ったところであります。これらの施策の推進に当たっては、議員皆様方のご意見等を十分に拝聴しながら、ふるさと斑鳩を子孫に引き継いでいくため、職員共々汗をかき、誠心誠意行政運営に当たる所存でありますので、さらなるご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

3月半ばも過ぎ、日一日と暖かくなってまいりましたが、まだ肌寒い日もあるようで議員の皆様方にはくれぐれもお体にご自愛くださいますようご祈念申し上げまして、3

月定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって、平成18年第1回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午前11時49分 閉会）